

秋田県生涯学習センター「展示スペースの利用」について

秋田県生涯学習センター

1 「展示スペースの利用」の目的について

- ・秋田県生涯学習センター（以下、センター）の施設を個人または団体における学びの成果を披露できる展示場所とし、提供することで、県民の生涯学習振興に資することを目的としています。
- ・これにより、展示スペースの利用料は無料です。

2 展示上の留意点

- ・次の目的での利用はお断りします。
 - ①物品の販売・宣伝などの商取引
 - ②特定の宗教を布教する活動
 - ③特定の政党等を支援する活動
- ・展示状況確認のため、定期的に職員が巡回します。
- ・展示物を配置する際は、来館者の通行を妨げることをないように配慮してください。点字ブロックの上や、案内板・掲示物の前には物を置かないでください。
- ・消耗品や事務用品（ペンや芳名帳など）は、利用者側で準備してください。
- ・上記の内容に同意いただけない場合は、展示スペースの利用許可を取り消すことがあります。

3 利用申込みについて

- ・令和7年度中に、令和8年度の展示に関する利用希望を受け付けます。申込みをもとにセンターで調整を行い、展示の年間計画を決定します。
- ・申込書の様式や募集期間、申込み方法などの案内は、センター内で掲示するほか、Webサイト等で公開します。

4 利用希望が重なった場合の対応について

- ①同じ月に希望が重なった場合は、新規に出展される方を優先し、その後は直近5年間の展示実績が少ない方から順に優先します。
- ②条件が同じ場合は抽選で決定します。
- ③申込み多数の場合は、選考を行う場合があります。選考の基準は、①・②に準じます。

5 展示の場所について

- ・展示の場所は、センターのエントランスホール（1階）または地下ホールです。なお、パネル配置の都合上、どちらか1か所での展示となります。

6 展示期間と時間について

- ・展示の期間は原則として3週間以内とします。
- ・時間は原則として9時から17時までとします。
- ・搬入、搬出を含めた展示の詳しい日程は、センターの担当者と話し合いの上決定します。センターの休館日や開館時間外は、搬入や搬出ができません。

7 展示物の管理について

- ・展示用のケース等はありませんので、原則オープン展示となります。
- ・展示物等の管理については、利用者側の責任でお願いします。
- ・破損や紛失があった場合、センターでは責任を負えませんのでご了承ください。

8 報道機関や問合せへの対応について

- ・報道機関への取材依頼は、利用者側でお願いします。
- ・また、展示内容に関する取材や問合せには、利用者側で対応をお願いします。
- ・会場や日時等の問合せについては、センターでも対応します。

9 センターからの支援について

- ・展示の内容や手法について随時相談を受けるほか、適宜アドバイスをを行います。
- ・必要に応じて、センターの職員が展示や撤収の作業を手伝います。ただし、他の業務と重なっている場合は対応できないことがあります。
- ・センターのWebサイトや「生涯学習支援システム（まなびサポート秋田）」に情報を掲載して、県民に広報します。
- ・展示を紹介するちらしや、大判の印刷物（ポスター・展示タイトルなど）について、必要に応じて作成を手伝います。
- ・展示に必要な備品や用具（展示パネル、長テーブル、白布、フック等）を使用できます。ただし、センターの事業と重なっている場合は使用できないことがあります。
- ・必要な支援については、事前にセンターの担当者までご相談ください。